

「動画モニター」 有料広告のご案内

市役所市民課/税務課/総合公園ロビー

「動画モニター」は、那珂市と長田広告株式会社との協定に基づき設置している広告媒体になります。

那珂市役所等の待合ロビー内に設置しておりますので、手続等でお待ちの市民のかたに情報をお伝えしています。

行政コンテンツに併せて、事業者の皆様の広告を掲載しておりますので、広告掲載希望をお待ちしております。

概要



◆設置場所

市内3か所に設置（同一の内容を放映）

- ・那珂市役所本庁舎1階市民課待合スペース
- ・那珂市役所本庁舎1階税務課待合スペース
- ・那珂総合公園屋内運動施設1階玄関ホール

◆放映時間

放映時間7分ロール（15秒／枠）

音声 あり（※税務課前のみ無音にて放映）

広告掲載の
お申し込み先

長田広告株式会社水戸営業所

住所：水戸市千波町1971-1

電話：029-305-8488

ホームページ：<https://ad-nagata.com/>

お申し込み方法

「動画モニター」は、那珂市と長田広告株式会社との協定に基づき設置しています。お申し込みは、「長田広告株式会社水戸営業所」へご連絡いただきまして、お申し込みをお願いいたします。

申込先：長田広告株式会社水戸営業所

住 所：水戸市千波町1971-1

電 話：029-305-8488

要項（抜粋）

◆お申し込みができる者

市内又は近隣市町村に住所又は事業所若しくは店舗等を有する者で、次のいずれにも該当しない者

- (1) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反した者
- (2) 市税その他公租公課に滞納がある者
- (3) 本市において一般競争参加停止又は指名停止を受けている者
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続中の者又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更正手続中の事業者
- (5) 暴力団又は暴力団の構成員として認めるに足る相当の理由が認められる者
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当するもの又はこれに類似するものに係る業種又は事業者
- (7) 消費者金融に係る業種又は事業者
- (8) 賭博・ギャンブルに係る業種又は事業者
- (9) 法律に定めのない医療類似行為を行う事業者
- (10) その他広告として掲載することが適当でないと市長が認める者

◆掲載できる広告の要件

次のいずれにも該当しないもの

- (1) 政治活動又は宗教活動に係る広告
- (2) 個人の宣伝に係る広告
- (3) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれのある広告
- (4) 詐欺その他正当な取引と認められない広告
- (5) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関する広告
- (6) 青少年保護及び健全育成並びに消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でない広告
- (7) その他掲載する広告として市長が適当でないと認めたもの

◆掲載基準

上記の「掲載できる広告の要件」に規定するもののほか、「那珂市広告掲載審査基準」をご確認ください。

有料広告全般の
お問い合わせ

那珂市総務部総務課 行財政改革推進室

〒311-0192 那珂市福田1819-5

電 話 029-298-1111（内線573）

メール gyokaku@city.naka.lg.jp